

平成18年6月8日

株 主 各 位

埼玉県川口市飯塚一丁目18番8号
株式会社アドミラルシステム
代表取締役会長兼社長 丸 山 治 昭

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、後記の参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成18年6月24日（土曜日）午後2時
（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えの無いようご
注意願います。）
2. 場 所 埼玉県川口市川口三丁目1番1号
川口総合文化センターリリア 4階 音楽ホール
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会
場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第23期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）営業
報告書報告ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己
株式買受け報告の件
決議事項
第1号議案 平成18年3月31日現在の貸借対照表及び第23期（自 平成17
年4月1日 至 平成18年3月31日）損益計算書ならびに利
益処分案承認の件

- 第2号議案** 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
(19頁から32頁まで)に記載のとおりであります。
- 第3号議案** 資本準備金及び利益準備金減少の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
(32頁)に記載のとおりであります。
- 第4号議案** 取締役4名選任の件
- 第5号議案** 監査役1名選任の件
- 第6号議案** 会計監査人選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

I. 営業の概況

1. 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰や金融量的緩和解除等マイナス要因があったものの、企業収益の回復による設備投資の増加や、雇用環境の改善による消費回復を背景に引き続き回復に向かっております。

このような経済状況のもと、インターネット業界全般につきましては、動画配信やIP電話の普及を背景にブロードバンド利用者が3,000万人を突破する等(㈱インプレス「インターネット白書2005」による。)高速インターネット回線利用者が増加したことにより、オンラインゲームを中心としたコンテンツサービスの活性化やオンラインショッピングの利用者が増加する等、業界全体は引き続き拡大の一途を辿っております。

このような状況の中で、当社はASP型モバイル対応ショッピングカート「ショッパー」及びASP型オンライン予約・受付管理システム「eリザーブ」の提供を開始するとともに、サービス全般の増強ならびにインターネット広告を主体とした広告宣伝活動及び代理店を活用した販売戦略による顧客の増加に努めてまいりました。

これらの事業活動の結果、売上高は850,492千円と前期に比べ45,854千円(5.7%)の増収となりました。営業利益につきましては、売上高の増加に伴い279,071千円と44,496千円(19.0%)の増益、経常利益につきましても288,549千円と51,282千円(21.6%)の増益となりました。

また、当期純利益につきましても、ASAUS PTY LIMITEDの清算による特別損失を36,315千円計上いたしましたでしたが、事業が好調に推移したことにより152,097千円と14,504千円(10.5%)の増益となり、6期連続の増収増益となりました。

2. 資金調達状況

当社は、当期中において、M&A及び子会社の投資ならびにアプリケーションの開発資金に充当することを目的とし、以下のとおり、無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、資金調達を行いました。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

取締役会決議日 平成17年7月15日

払込期日 平成17年8月1日

資金調達額 12億円

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権は全て権利行使されました。

3. 設備投資状況

当期において実施した設備投資は、東京支社設立に係る設備投資及びサーバ設備の増強等、総額21,453千円であります。

4. 会社が対処すべき課題

わが国経済の見通しは、原油価格の継続的高騰やゼロ金利解除が見込まれることによる金利の上昇懸念等といったリスク要因は存在するものの、好調な企業収益に支えられて設備投資や個人消費が堅調に推移することが見込まれることから、底堅く推移していくものと思われまます。

また、インターネット業界全般におきましては、動画配信やIP電話の普及を背景に、ブロードバンド利用者が3,000万人を突破するなど、高速回線の需要が益々高まっております。また、Blog、ソーシャルネットワークサービス及びオンラインゲーム等といったインターネットコミュニティの多様化によって、業界全体が活況であることから、引続きさらなる需要拡大が見込まれる状況にあります。

現状における当社の強みの一つとして、アプリケーションの開発及びサーバ開発・運営を自社内で一貫して提供できることが挙げられます。

当社は、その強みを活かして、業務提携先が企画したサービスにおいて必要となるアプリケーションの開発及びサーバ開発・運営を一手に引き受け、業務提携先からのコミッションを売上とするビジネスモデルを展開してまいります。

その第一弾として、当社子会社である株式会社スポーツレイティングスにて提供を開始しております社団法人日本野球機構承認としては初となるオン

ラインベースボールゲーム「ドリームベースボール」のアプリケーションの開発及びサーバ開発・運営を当社が担当しております。

今後も、同様のビジネスモデルによるサービスの提供を行っていくことにより、当社単体における売上及び利益の向上に努めてまいり所存であります。

さらに、今後新たなサービスを展開していくためには、アプリケーションの開発及びサーバ開発・運営に係る技術要員の採用・育成を継続して行っていく必要があります。

そのため、当社では新規卒業生を中心とした採用活動を行い、採用した従業員の早期戦力化を目的として、OJT及び社内研修を中心とした人材育成に努めていく所存であります。

平成18年3月31日現在、当社グループ内においてウェブ制作やアプリケーションの開発等を通じて良好な協業関係を築いておりますが、今後もさらにグループ会社各社と密接な協業関係を築いていくことで、グループ全体のシナジー効果による業容拡大を目指していきたいと考えております。

また、次期におきましても、さらなる業容の拡大及び新規事業の参入を目的として、M&Aを中心とした資本提携及び業務提携を積極的に推進していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、引続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

項 目	第 20 期 (平成15年3月期)	第 21 期 (平成16年3月期)	第 22 期 (平成17年3月期)	第 23 期 (平成18年3月期)
売 上 高(千円)	682,525	739,430	804,637	850,492
経 常 利 益(千円)	184,655	196,869	237,267	288,549
当 期 純 利 益(千円)	100,506	115,253	137,593	152,097
1株当たり当期純利益 (円)	10,334.90	10,754.27	2,202.87	2,368.55
総 資 産 額(千円)	1,020,666	1,020,957	1,091,259	2,396,206
純 資 産 額(千円)	823,751	809,148	859,177	2,142,000
1株当たり純資産額 (円)	74,886.51	77,915.08	13,735.85	31,091.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第20期につきましては、期中に新株引受権の行使(3,100株)、株式1株につき2株の株式分割(5,000株)、公募増資(1,000株)を行っております。
4. 第21期につきましては、期中に自己株式の取得(615株)を行っております。
5. 第22期につきましては、期中に自己株式の取得(1,476株)、株式交換による自己株式の処分(1,716株)、株式1株につき3株の株式分割(22,000株)、株式1株につき2株の株式分割(33,000株)を行っております。
6. 第23期につきましては、期中に新株予約権の行使(6,534.94株)自己株式の取得(191.94株)を行っております。

第20期

当期は、ホスティングサービスにつきましては、オプションサービスの充実を図るべく、平成14年4月より「メールウィルス駆除サービス」の本格運用を開始し、平成14年10月よりクレジットカード代金決済機能を含む「ショッピングカートEC」サービスの提供を開始いたしました。

また、インターネットグループウェアサービスにつきましても、随時サービスの向上及び改良を重ねてまいりました。

その結果、売上高は前期比21.9%増となり、損益面につきましても、経常利益は、前期比31.4%増、当期純利益は、前期比36.4%増の100,506千円となりました。

なお、平成15年1月30日に東京証券取引所マザーズへの上場を果たしました。

第21期

当期は、ホスティングサービスにつきましては、インターネット広告を中心とした積極的な広告宣伝活動を実施し、また、顧客セグメントを明確化した新サービスの提供を平成15年11月より開始いたしました。

また、インターネットグループウェアサービスにつきましても、インターネット広告を活用した新規顧客の獲得ならびに年度を通して2度のバージョンアップを行うことで顧客満足度の向上に努めてまいりました。

その結果、売上高は前期比8.3%増となり、損益面につきましても、経常利益は、前期比6.6%増、当期純利益は、前期比14.7%増の115,253千円となりました。

第22期

当期は、サービス全般の増強ならびにインターネット広告を主体とした広告宣伝活動及び代理店制度を活用した販売戦略による顧客の獲得に努めてまいりました。

また、業容の拡大を目的として2社のM&Aならびに株式会社スポーツレイティングスの設立と、新規事業に対して積極的な投資活動を行ってまいりました。

その結果、売上高は前期比8.8%増となり、損益面につきましても、経常利益は、前期比20.5%増、当期純利益は、前期比19.4%増の137,593千円となりました。

第23期

当期につきましては、前記「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

II 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

当社は、主に中小企業及び個人事業主を対象としたインターネットサーバサービス事業を営んでおり、現在、主たるサービスとしてホスティングサービス及びインターネットグループウェアサービスの提供を行っております。

2. 主要な事業所

本 社	埼玉県川口市飯塚一丁目18番8号
技術部開発課	埼玉県川口市飯塚一丁目18番10号
東 京 支 社	東京都渋谷区渋谷二丁目14番18号

3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数

種 類	会社が発行する株式の総数
普通株式	264,000株
計	264,000株

(2) 発行済株式の総数 72,535.94株

(注)新株予約権の行使により、6,535.94株増加しております。

(3) 株主数 3,707名（前期比1,043名増）

4. 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
丸 山 治 昭	31,656株	45.96%	－株	－%
日本証券金融株式会社	1,750	2.54	－	－
丸 山 君 子	1,050	1.52	－	－
田 村 公 一	859	1.24	－	－
黒 岩 潤 司	855	1.24	－	－
堀 正 明	850	1.23	－	－
A S J 従 業 員 持 株 会	768	1.11	－	－
青 木 邦 哲	747	1.08	－	－
室 田 和 男	737	1.07	－	－
田 代 博 之	720	1.04	－	－
丸 山 芳 美	720	1.04	－	－

(注) 上記には含まれておりませんが、当社は自己株式3,641.94株を保有しております。
 なお、当該株式は旧商法第241条第2項の規定により議決権を有しておりません。

5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 191.94株
 取得価額の総額 28,482千円
 上記のうち
 定款授權に基づく取締役会決議により買受けた株式
 普通株式 191株
 取得価額の総額 28,273千円
 買受けを必要とした理由

経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 処分した株式

該当事項はありません。

- (3) 失効手続をした株式
該当事項はありません。
- (4) 決算期末において保有する株式
普通株式 3,641.94株

6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名	4名増	29.6歳	4.8年

7. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ASUSA Corporation	US \$ 100千	100%	サーバ管理
株式会社リーフ・アド・プランニング	100,000千円	100%	デジタルコンテンツの総合プロデュース及び企画制作
株式会社イー・フュージョン	55,000千円	100%	ウェブコンテンツの企画制作及びウェブコミュニティの企画制作
株式会社スポーツレイティングス	100,000千円	100%	スポーツレイティング情報提供サービス

(注) 上記子会社は、全て連結子法人等であります。

(2) 企業結合の経過

AS AUS PT Y LIMITED)につ きま しては、平成18年3月24日に清算手続きを完了いたしました。

これらの結果、期末日現在における当社の連結子法人等は前期末日比1社減の4社となりました。

(3) 企業結合の成果

前記の重要な連結子法人等5社を含む当期の連結売上高は、当社及び連結子会社の業績が好調に推移したことから1,091,691千円（前期比8.6%増）となりました。

グループ各会社において売上が増加したことにより、連結経常利益は260,785千円（前期比6.2%増）となり、連結当期純利益は142,220千円と前期比47.1%増と大幅増収増益となりました。

また、平成18年3月より、当社グループ会社である株式会社スポーツレイティングスにおいて、社団法人日本野球機構承認のオンラインベースボールゲーム「ドリームベースボール」の提供を開始し、平成18年4月末日現在で45,000人を超えるユーザー様にご利用いただいております。

今後におきましてもグループ各社各々の強みを活かしたサービスの提供を開始していくことでグループ全体の売上・利益の向上を目指していく所存であります。

8. 主要な借入先の状況

当期末における借入金はありません。

9. 取締役及び監査役の状況

(平成18年3月31日現在)

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役会長兼社長	丸山治昭	
常務取締役	青木邦哲	最高財務責任者 管理部長
常務取締役	沼口芳朗	最高技術責任者 技術部長
取締役	岡本彰彦	経営企画室長
監査役	室田和男	
監査役	石井次男	有限会社リフェスト代表取締役
監査役	藤原哲	藤原公認会計士事務所所長

- (注) 1. 平成17年6月18日開催の第22期定時株主総会において、岡本彰彦氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成17年12月31日付をもって、常務取締役黒岩潤司氏は退任いたしました。
3. 監査役のうち石井次男及び藤原哲の両氏は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

10. 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
株主総会決議に基づく報酬	名 5	千円 63,150	名 3	千円 12,300	名 8	千円 75,450	

(注) 取締役の支給人員には、平成17年12月31日に退任した取締役1名を含んでおります。

Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実 該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,420,783	流 動 負 債	254,206
現金及び預金	1,223,156	買掛金	10,756
売掛金	1,907	未払金	7,953
貯蔵品	991	未払費用	6,470
前払費用	7,942	未払法人税等	61,757
繰延税金資産	5,619	未払消費税等	10,406
預け金	170,568	前受金	151,539
その他	10,597	預り金	3,469
固 定 資 産	968,287	その他	1,852
有 形 固 定 資 産	172,507	負 債 合 計	254,206
建物	106,209	資 本 の 部	
構築物	2,456	資 本 金	919,250
車両運搬具	2,898	資 本 剰 余 金	857,000
工具器具備品	31,943	資本準備金	857,000
土地	29,000	利 益 剰 余 金	545,301
無 形 固 定 資 産	210,201	利益準備金	300
営業権	3,027	当期末処分利益	545,001
借地権	88,106	株 式 等 評 価 差 額 金	△9,517
ソフトウェア	92,522	自 己 株 式	△170,034
ソフトウェア仮勘定	23,920	資 本 合 計	2,142,000
その他	2,625	資 産 合 計	2,396,206
投 資 其 他 の 資 産	585,578	負 債 及 び 資 本 合 計	2,396,206
投資有価証券	279,926		
子会社株式	280,582		
繰延税金資産	6,451		
差入敷金保証金	18,618		
繰 延 資 産	7,135		
新株発行費	4,079		
社債発行費	3,055		

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高		850,492
営 業 費 用		
売 上 原 価	201,923	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	369,497	571,420
営 業 利 益		279,071
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	48	
受 取 配 当 金	1,224	
有 価 証 券 売 却 益	13,128	
そ の 他	688	15,089
営 業 外 費 用		
新 株 発 行 費 償 却	2,039	
社 債 発 行 費 償 却	3,055	
そ の 他	514	5,610
経 常 利 益		288,549
特 別 損 益 の 部		
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 受 贈 益		3,600
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	521	
関 係 会 社 整 理 損	36,315	36,836
税 引 前 当 期 純 利 益		255,314
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		104,592
法 人 税 等 調 整 額		△1,376
当 期 純 利 益		152,097
前 期 繰 越 利 益		392,904
当 期 未 処 分 利 益		545,001

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品……………先入先出法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……………定率法
 - ② 無形固定資産……………定額法なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - ① 新株発行費……………3年間均等償却
 - ② 社債発行費……………2年間均等償却
(会計方針の変更)
新株発行費は従来、支出時に全額費用処理する方針を採用していましたが、当期から3年間で毎期均等償却する方法に変更いたしました。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業外費用が4,079千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。なお、当期においては該当がないため計上しておりません。
6. 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。
2. 子会社に対する短期金銭債権 1,171千円
- 子会社に対する短期金銭債務 2,547千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 162,599千円

(損益計算書関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。
2. 子会社との取引高
 - 売上高 5,208千円
 - 仕入高 29,653千円
 - 販売費及び一般管理費 8,952千円
 - 営業取引以外の取引高 320千円
3. 1株当たり当期純利益（期中平均発行済株式数による。） 2,368.55円
4. 研究開発費の総額
 - 一般管理費に含まれる研究開発費 14,369千円

(会計処理の変更)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	5,619千円
繰延税金資産（流動）の純額	<u>5,619千円</u>
繰延税金資産（固定）	
株式等評価差額金	6,451千円
繰延税金資産（固定）の純額	<u>6,451千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
留保金課税	2.5
住民税均等割	1.5
I T税制等による税額控除	△4.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.4%</u>

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	545,001,989
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (普通配当 1株につき500円)	34,447,000
次 期 繰 越 利 益	510,554,989

(注) 利益配当金は、発行済株式の総数から自己株式(3,641.94株)を除いて計上しております。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第23期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

平成18年5月22日

株式会社アドミラルシステム

監査役(常勤) 室 田 和 男 ㊟

監 査 役 石 井 次 男 ㊟

監 査 役 藤 原 哲 ㊟

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

68,871個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 平成18年3月31日現在の貸借対照表及び第23期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）損益計算書ならびに利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（13頁から17頁まで）に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、株主各位に感謝の意を表するとともに、今後の事業展開及び内部留保の充実を図るべく、普通配当として1株につき500円とさせていただきたいと存じます。この結果、当期における配当性向は21.1%、株主資本当期純利益率は10.1%、株主資本配当率は1.6%となります。

次期以降につきましても、業容の拡大と利益の増加につとめ、株主価値の増大を図るとともに、業績の動向及び配当性向等を勘案して積極的な利益還元策を実施していくことにより、株主の皆様のご期待に沿えるよう努力してまいります。

なお、取締役会では、貸借対照表及び損益計算書ともに法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

監査役の意見の要旨は、添付書類（18頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第87号）が施行されたことに伴い、現行定款の一部変更をお諮りするものであります。
- (2) 現在における当社の企業実態に合わせるため、現行定款第28条に定める監査役の定員を3名以内から4名以内に変更するものであります。
- (3) 当社は資本金が5億円以上になりましたため、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の適用を受けることになりましたので、会計監査人に関する規定を新設し、所要の変更を行うとともに、併せて条数を繰り下げるものであります。
- (4) 上記各変更に伴い、条数の調整を行うとともに、全般にわたって、会社法の条文に合わせた字句の修正、表現の変更や構成の整理等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入 2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売 5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作 6. インターネットのアクセスサービス業 7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用 8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務 9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務 10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務 11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入 2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入 4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売 5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作 6. インターネットのアクセスサービス業 7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用 8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務 9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務 10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務 11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権および有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務</p> <p>13. 経営コンサルタント業務</p> <p>14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング</p> <p>17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画および製作</p> <p>18. 集金の代行業務</p> <p>19. 前記各号に附帯する一切の業務</p>	<p>12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務</p> <p>13. 経営コンサルタント業務</p> <p>14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング</p> <p>17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び製作</p> <p>18. 集金の代行業務</p> <p>19. 前記各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第4条 (省略)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、264,000株とする。</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、264,000株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第7条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する請求、<u>届出の手續並びに手数料は、</u>取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>	<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、</u>取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）とする。</u></p>	<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる<u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>基準日を定める</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面又は電磁的記録を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面又は電磁的記録を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、<u>その写しを</u>5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 <u>当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>(取締役の解任)</u></p> <p>第21条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の</u>最終の<u>決算期</u>に関する定時株主総会の<u>終決</u>の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の<u>終結</u>の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き</u>社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる</u>。</p>
<p>第20条 (省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議を<u>もつて</u>、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によつて、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 取締役会の決議を<u>もつて</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第26条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 取締役会の決議を<u>もつて</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第33条 当社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第35条 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(監査役の解任)</p> <p>第36条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 (省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第45条 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> 第49条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。	第7章 計 算 (事業年度) 第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第39条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第41条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第51条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第52条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第53条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

第3号議案 資本準備金及び利益準備金減少の件

配当可能利益の充実を図るとともに、自己の株式の取得など今後の資本政策に備えるため、当社の資本準備金857,000,000円のうち627,187,500円を減少して229,812,500円とし、利益準備金300,000円の全額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び未処分利益に振り替えることといたしたいと存じます。

第4号議案 取締役4名選任の件

当社取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	丸山 治昭 (昭和28年1月16日生)	昭和59年2月 当社設立 当社代表取締役社長就任 平成17年1月 代表取締役会長兼社長就任(現任) [他の会社の代表状況] ㈱リーフ・アド・プランニング代表取締役会長兼社長 ㈱スポーツレイティングス代表取締役会長	株 31,656
2	青木 邦哲 (昭和42年5月14日生)	平成2年4月 ㈱埼玉銀行(現㈱埼玉りそな銀行) 入行 平成11年4月 当社入社 経営企画室長就任 平成11年12月 取締役社長室長就任 平成17年4月 常務取締役最高財務責任者 管理部長就任(現任)	747
3	沼口 芳朗 (昭和38年5月10日生)	平成5年5月 ㈱アクティブワーク入社 平成12年9月 当社入社 技術部課長就任 平成13年4月 執行役員技術部長就任 平成14年6月 取締役技術部長就任 平成17年4月 常務取締役最高技術責任者 技術部長就任(現任)	26
4	岡本 彰彦 (昭和45年9月5日生)	平成15年2月 U F J つばさ証券㈱(現三菱U F J証券㈱) 入社 平成17年2月 当社入社 執行役員㈱スポーツレイティングス担当就任 平成17年4月 執行役員 経営企画室長就任 平成17年6月 取締役 経営企画室長就任(現任) [他の会社の代表状況] ㈱スポーツレイティングス代表取締役社長	3

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、社外監査役1名の選任をお願いいたしました
いと存じます。

本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の 代表状況	所有する当社の 株式数
安永 嵩 (昭和20年2月5日生)	平成14年7月 練馬東税務署法人課税第6部門 統括国税調査官	株
	平成16年7月 甲府税務署特別国税調査官	
	平成17年6月 税理士登録 安永嵩税理士事務所所長(現 任)	—

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、資本金が5億円以上となりましたことに伴い、会計監査人の監査が必要となりますので、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人										
事務所	<p>主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル</p> <p>その他の事務所 (国内) 東京、札幌、函館、仙台、秋田、山形、福島、水戸、高崎、さいたま、千葉、横浜、新潟、長岡、富山、金沢、福井、甲府、岐阜、静岡、浜松、豊橋、名古屋、京都、大阪、神戸、松江、岡山、広島、高松、松山、福岡、宮崎、鹿児島、那覇</p> <p>(連絡事務所) 青森、盛岡、鶴岡、三島、奈良、和歌山、北九州、熊本</p> <p>(海外) ニューヨーク、ロサンゼルス、アトランタ、コロンバス、サンフランシスコ、ロンドン、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、デュッセルドルフ、フランクフルト、ニューデリー、ホーチミン、シンガポール、マニラ、北京、上海、香港、広州、大連、台北</p>										
沿 革	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月に合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。										
概 要	<p>（平成18年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>人 員 社員</td> <td>537名</td> </tr> <tr> <td>職員（公認会計士）</td> <td>1,093名</td> </tr> <tr> <td>（会計士補）</td> <td>1,160名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>661名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,451名</td> </tr> </table> <p>関与会社数 4,790社</p> <p>出資金 1,722百万円</p>	人 員 社員	537名	職員（公認会計士）	1,093名	（会計士補）	1,160名	その他	661名	合計	3,451名
人 員 社員	537名										
職員（公認会計士）	1,093名										
（会計士補）	1,160名										
その他	661名										
合計	3,451名										

以 上

